

## 法令の改正に伴う買取対象の追加について

法令改正に基づき、買取対象となる株式を優先株式、優先出資\*まで拡大し、加えて ETF、J-REIT（会員が保有するもの）を買取りの対象といたします。主な買取要件は以下の通りとなります。

\*優先出資：専ら上場会社の自己資本の充実を目的として設立された法人が発行する「持分」をいう。以下同じ。

要件	優先株式	優先出資	ETF（受益権）	J-REIT（投資口）
保有期間	会員又は発行会社を買取申込み時点で 6 ヶ月間継続して保有していること。		会員が買取申込み時点で 6 ヶ月間継続して保有していること。	
格付等	優先株式の発行体に一定以上の格付等が付されていること。	優先出資を発行している特別目的法人により自己資本の充実の目的とされた親会社等に一定以上の格付等が付されていること。	/	J-REIT 発行者に一定以上の格付等が付されていること。
その他要件	発行体上場株式への転換権付優先株式又はコールオプション付優先株式であること。	上場親会社株への転換権付優先出資又はコールオプション付優先出資であること。		ETF の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数等の変動率に一致させることを目的として運用されているものであること。
転換権付の場合	発行体上場株式への転換権の行使が遅くとも平成 29 年 3 月 31 日までに可能となるものであること。	上場親会社株への転換権の行使が遅くとも平成 29 年 3 月 31 日までに可能となるものであること。	(注)・「会員」とは、当機構の会員。 ・「発行会社」とは、会員（持株会社等を含む）の株式等を保有している会社で、当該会員が、当該会社（及び親会社、または自己資本の充実を目的として設立された子会社等を含む）の発行する株式を保有している場合の当該会社。 ・機構は、買取の申込みに対し、上記以外の要件を加えた買取可否の審査を実施します。その結果、買取不可となる場合もございますので、予めご留意願います。	
コールオプション付の場合	コールオプションの発行体による行使が遅くとも平成 32 年 3 月 31 日までに可能となるものであること。	コールオプションの特別目的法人による行使が遅くとも平成 32 年 3 月 31 日までに可能となるものであること。		